

2021年2月2日

グリーンインフラレンディング投資家 各位

株式会社J Cサービス
株式会社グリーンインフラレンディング

グリーンインフラレンディングによるファンド資金の返済について

株式会社J Cサービス（以下、「当社」といいます。）の子会社である株式会社グリーンインフラレンディング（以下、「G I L社」といいます。）のファンドに応募していただきました投資家の皆さまに大変ご迷惑をおかけしておりますこと、並びに、多大なるご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

G I L社によるファンド資金の返済等に関しまして、以下のとおり、「1. 案件の契約状況」及び「2. ファンド資金の返済に向けた状況」をお知らせいたします。

1. 案件の契約状況について

昨年12月3日付けでお知らせしましたとおり、下記①～⑥の契約は現時点におきましても全て維持されております。下記契約に基づく入金を確保することにより、募集額の85%程度について今後の返済の目途が立つ状況に変更はございません。

- ① 「太陽光発電所2案件（募集額合計約7.7億円）は契約が完了しています。」、
- ② 「バイオマス発電所1案件（募集額約7.5億円）は契約が完了しています。」、
- ③ 「太陽光発電所3案件（募集額合計約15.6億円）及びバイオマス発電所1案件（募集額約10.0億円）は契約が完了しています。」、
- ④ 「海外水力発電所1案件（募集額約2.5億円）は契約が完了しています。」、
- ⑤ 「バイオマス発電所1案件（募集額合計約17.5億円）は契約が完了しています。」、
- ⑥ 「バイオマス発電所2案件（募集額合計約21.0億円）は契約が完了しています。さらに、この度、新たにバイオマス発電所2案件（募集額合計約6.0億円）につきまして契約締結が完了しましたので、かかる契約に基づく入金を確保することによって、既に返済済みのものを含め、G I L社による募集総額（一昨年7月末時点の残高）の85%程度については、今後の返済の目途が立つこととなります。」

上記以外の案件につきましても、可能な限り早期の契約締結を目指しているところですが、今般、新たにバイオマス発電所1案件（募集額約5億円）について、3月中旬迄の契約締結、5月中入金のスケジュールでの売却を進めているところです。本案件を含め、契約締結が完了した際には、投資家の皆さまへできるだけ速やかにお伝えしてまいります。

2. ファンド資金の返済に向けた状況について

昨年12月3日付けでファンド資金の返済に向けた状況をお知らせしていた下記(1)から(5)の案件につきましては、引き続き、契約の相手方等への確認を通じて状況把握に努めてきたところ、各案件の契約上の入金条件確保に向けた進捗につきまして、現段階で把握している状況等は以下のとおりですので、お知らせします。

- (1) 上記1. ⑤及び⑥のバイオマス発電所3案件につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により政府から再び緊急事態宣言が発出される厳しい事態に至っており、とりわけ、海外渡航制限が再び実施され、契約当事者となるEPC業者の国際間移動ができないこと等の影響を受けて、開発工程の進捗につきましてもその影響は避けられず、当社への入金についても更に遅れる見込みとなっています。現在、各開発案件の進捗見通しについて、その影響の程度を見極めているところですが、現在のところ、GIL社への元本返済は2ヵ月程度遅れ、本年4月頃となる見込みです。
- (2) 上記1. ③の太陽光発電所1案件につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は継続している中においても土地の利用制限解除に係る許認可を得るための関係行政委員会の審議が実質的に終了し、現在、行政手続中となっています。また、契約変更の内容について最終の買い手となる事業者等との間で調整してきたところですが、最終的に関係者間の調整が整ったことから、当社への入金、ひいてはGIL社への元本返済の時期は、前のご報告した通り、本年4月となることが確定しました。
- (3) 上記1. ②のバイオマス発電所1案件につきましては、政府から再び緊急事態宣言が発出され、海外渡航制限が再び実施されること等の影響はあるものの、現在のところ、前のご報告の通り、GIL社への元本返済は本年5月末の見込みとなっています。
- (4) 上記1. ⑥後段のバイオマス発電所2案件につきましては、政府から再び緊急事態宣言が発出され、海外渡航制限が再び実施されること等の影響を見極めているところであり、当社への入金及びGIL社への元本返済が遅れる見込みとなっていますが、GIL社への元本返済の時期につきましては、政府の緊急事態宣言の収束を待って再度ご報告することとします。
- (5) 上記1. ③の太陽光発電所1案件につきましては、政府から再び緊急事態宣言が発出されること等の影響により2ヵ月程度は遅れることとなり、現在のところ、本年5月末頃にはGIL社への返済が可能となると見込んでいます。

また、上記(1)～(5)の元本返済が全て実現することにより、既に返済済みのものを含め、GIL社による募集総額(2018年7月末時点の残高)の65%程度については返済されることとなる見通しとなっています。

当社としては、引き続き、投資家の皆さまに対する全部償還に向けて、締結済み契約に基づく支払条件の達成に取り組んでいますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が今後も続く可能性があることを踏まえ、開発工程の進捗について、投資家の皆さまに対するご報告を定期的に行ってまいります。

次回は、政府の緊急事態宣言解除の時期についての見通しを考慮し、本年3月中旬以降を目途として、あらためてお知らせさせていただきたいと考えております。

当社及びGIL社としましては、引き続き、契約に基づく入金条件を少しでも早く確保できるよう関係者との調整を進めることによりGIL社への返済が早期に可能になるよう取り組んでまいります。また、GIL社への返済が完了した案件につきましては、maneoマー

ケット株式会社や、同社を通じて当局を含む関係各所との調整を早急に進め、投資家の皆さまへの一刻も早い分配・償還を目指していきます。

投資家の皆さまにおかれましては、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以 上